

「(仮称) こども本の森」開設準備事業の進捗について

1 札幌市図書館条例の一部改正について（主な改正内容）

「(仮称) こども本の森」を、子どもたちの自主的な読書活動の推進を目的とした市立図書館として設置・運営するため、札幌市図書館条例の一部改正する条例案を令和7年第2回定例市議会に提出。

(1) 名称及び位置

こども本の森札幌・北大 札幌市北区北8条西6丁目

【名称について】

- **こども本の森**を基本に、**札幌市**の市立図書館であることと**北海道大学**の構内に設置することを示したもの
- 札幌の中でも象徴的な地である北海道大学は、こども本の森をつくる場所として相応しいとの安藤忠雄氏の思いを反映
令和5年11月に安藤忠雄建築研究所、北海道大学及び札幌市で締結した基本合意に基づき、三者で協議を重ねた上で決定。

(2) 指定管理者制度の活用

当該施設においては、事業運営や施設管理のノウハウを持つものに管理・運営を行わせることが望ましいことから、地方自治法の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせることができる旨を規定

(3) 図書の閲覧

子どもたちがいつでも新たな本と出会えるよう、所蔵する図書について館内閲覧に限る旨を規定

2 完成イメージについて

【外観】



提供：安藤忠雄建築研究所

【内観】



提供：安藤忠雄建築研究所